

Preferred Computing Platform
サービス利用規約

株式会社 Preferred Networks

第1章 総則

第1条（本利用規約の適用）

1. 株式会社 Preferred Networks（以下、「当社」とします。）は、当社が提供する Preferred Computing Platform サービス（以下、「本サービス」とします。）の利用条件を定めるため、この Preferred Computing Platform サービス利用規約（以下、「本利用規約」とします。）を定めます。
2. 当社は、本利用規約に同意し、当社との間で利用契約（以下に定義する。）を締結した者（以下、「契約者」とします。）に対し、本利用規約に基づき本サービスを提供します。
3. 契約者は、本サービスの提供を受けるに際し、また、本サービスの利用に際し、本利用規約を遵守します。

第2条（本利用規約の変更）

1. 当社は、その裁量により、本利用規約を変更することができます。
2. 当社は、本利用規約の変更の際し、変更後の本利用規約が適用される契約者に対し、事前に、その内容を通知又は周知する。本利用規約の変更は、当該通知又は周知後、所定の期間が経過することにより効力が生じるものとし、当該効力の発生後は、当該変更後の本利用規約が適用される。

第3条（本サービスの提供区域および輸出管理の責任）

1. 本サービスは、特に定めのない限り、日本国内での利用のみを前提として提供するものであり、国外からの利用については、一切の表明及び保証をしません。
2. 本サービスの利用者は、日本国の外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」とします。)における居住者のみとします。契約者は、契約者が管理する利用者全員が外為法が定義する「居住者」であることを保証する責任を負います。

第4条（本サービスの種別）

1. 本サービスは、契約者に割り当てを行った計算資源に対して当社の指定した方法でアクセスを行い、計算資源を提供するサービスです(以下、「標準サービス」とします。)。標準サービスで提供するサービス内容については、当社が別途 Web サイトに定めるとおりとします。
2. 当社は、標準サービスに付随した個別サービスを提供します。個別サービスの種類及び内容等については、別途当社 Web サイトに定めるとおりとします。

第5条（本サービスの変更・終了）

1. 当社は、その裁量により、本サービスの全部又は一部を終了し、又は、本サービスに係る仕様又は技術要件等を変更することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、標準サービスを終了する場合又はその重要な変更を実施する場合、当社は、書面その他の方法をもって該当する標準サービスの契約者に対し、当該終了又は変更の3ヶ月前までにその旨を通知します。
3. 前項の規定にかかわらず、個別サービスを終了する場合又はその重要な変更を実施する場合、当社は、書面その他の方法をもって該当する個別サービスの契約者に対し、当該終了又は変更の1ヶ月前までにその旨を通知します。
4. 前二項に定める場合を除き、第1項に基づき本サービスの変更を行う場合、当社は、該当する本サービスの契約者に対し、事前に、当社の定める方法によりその旨を通知又は周知します。
5. 当社は、その法律構成及び請求原因を問わず、契約者が本サービスの終了又は変更に起因又は関連して被った損害を賠償する義務を負いません。

第2章 契約

第6条（利用契約の単位及び特約事項）

1. 本サービスの提供に際しては、本サービスの提供に関する契約（以下、「利用契約」とします。）を締結します。
2. 利用契約の締結に際しては、本利用規約への同意が必要となります。
3. 利用契約の締結に際して、当社は、本利用規約に定める事項に追加して、又は本利用規約に定める事項と異なる事項を特約事項として定めることができます。この場合、契約者は、本利用規約とともに特約事項を遵守します。

第7条（契約期間等）

1. 本利用規約の契約期間は、利用開始日から1年を経過した月の末日までとし、利用者が契約終了月の前月20日までに当社所定の方法により契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、利用契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。本利用規約の規定に基づく解除又は解約を除き、利用者は、利用契約を解除することはできません。
2. 利用者は、前項の契約期間内であっても、利用開始日から1ヶ月を経過した後であれば、当社に対し、当社所定の方法により通知することにより、当該通知を行った月の翌月末日をもって利用契約を解約することができます。ただし、利用者が当該通知を行った月の翌月以降の期間を対象とする利用料金の全部又は一部を既に支払っている場合は、当該利用料金に対する期間の末日をもって解約の効力が生じるものとします。
3. 個別サービスの契約は、利用契約を前提とします。個別サービスの申し込みは、契約者が当社所定の方法で申し込みを行った後、当社がサービス開始日を指定し、利用開始日通知書を送付することにより成立します。
4. 個別サービスの解約は、個別サービスの利用開始日から1ヶ月を経過した後であれば、当社所定の方法で通知することにより、当該通知を行った月の翌月末日をもって個別サービスを解約することができます。
5. 契約者又は当社が個別サービスの契約期間満了の1ヶ月前までに書面による通知をしない限り、個別サービスの契約は同一の契約期間で同一の条件により更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。
6. 利用契約が期間満了又は解約により終了した場合でも、個別サービス（解約された場合を除く。）はその契約期間中有効に存続するものとし、利用契約は当該個別サービスに関する限りにおいて、当該個別サービスの契約期間中効力を有するものとします。

第8条（利用契約に係る申込み）

1. 本サービスは、当社と利用契約を締結した場合に限り、利用することができます。利用契約の締結にあたっては、当社が指定する申込み方法によって、利用契約の締結を申し込む必要があります。
2. 前項に基づく申込みに際して、当社は、申込みを行う者に対し、申込内容の確認のため、必要な情報又は資料の提出を求めることができます。
3. 利用契約の申込みに際して当社に提供する情報又は資料に、個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める意味を有します。以下同じです。）を記載する場合には、当社に当該個人情報を提供することについて、本人の同意を得た上でこれを記載しなければなりません。
4. 当社は、当社が別途定める審査基準に従い、申込み内容を審査します。当社は、当該審査基準に適合した申込みについてのみ、これを承諾します。但し、当社は、当該審査基準に適合する申込みの全てを承諾する義務を負いません。

第9条（契約者情報の開示）

1. 契約者は、前条に基づく申込みをもって、当社が、本サービスにおいて提供されるサービスを構成するアプリケーションサービスプロバイダ等に対して、本サービスの提供に

必要な範囲において、契約者を特定する情報（契約者名、住所、電子メールアドレス等）を開示すること、及び当該アプリケーションサービスプロバイダ等がその開示された情報を利用することを承諾します。

2. 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、当社の委託先に対して契約者に関する情報を提供することを承諾します。

第 10 条（利用契約の成立）

1. 当社は、利用契約の締結に係る申込みを承諾した場合、利用開始日を当社が定める方法により通知します。利用契約は、この利用開始日に係る通知を発信した時点をもって成立します。
2. 申込みの承諾、利用開始日の通知、及び本サービスの提供は、原則として申込みを受け付けた順に行いますが、事情により、その順序を変更することがあります。
3. 当社は、次の各号のいずれかの場合には、いつでも、利用契約の申込みに係る承諾を取り消すことができます。
 - (1) 申込みをした者が第 23 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当するとき
 - (2) 申込みをした者が過去において第 23 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当した者であるとき、又は、当社が提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがある者であるとき
 - (3) 申込みに際して、虚偽又は不正確な情報を記載し又は提供したとき
 - (4) 申込みをした者が、本サービス又は当社が提供する他のサービスに係る料金又は手続きに関する費用等の支払いをしないとき又はそのおそれがあるとき
 - (5) 申込みをした者が指定した支払口座が、金融機関等により差し止められているとき
 - (6) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (7) 前各号のほか、当社の本サービスの提供又はそれに関連する業務の遂行上支障があるとき
4. 当社が申込みを承諾しない場合、又は承諾を取り消す場合には、当社は申込みをした者に対してその旨を通知します。

第 11 条（サービス内容の変更）

1. 契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申し込むものとします。
2. 前項の申込みを承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨をサービス変更通知書により通知します。
3. 当社は、第 1 項に基づく申込みについて、それを承諾し、本サービスの内容の変更を行う義務を負いません。当社は、当該申込みを承諾しない場合は、契約者にその旨を通知します。
4. 本条に基づく本サービスの内容の変更は、当社が当該変更に係る申込みを承諾し、当社が変更後のサービス開始日をサービス変更通知書で指定した当日より効力を生じます。

第 12 条（契約者の地位の承継）

1. 契約者である個人が死亡したときは、契約者の相続人は、すみやかにその旨を当社に書面で通知します。当社が利用契約の承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後、当該相続人に対して書面により通知することで利用契約を解除することができます。
2. 契約者である法人その他の団体が合併又は会社分割、事業譲渡等により契約者の地位の承継を行った場合には、契約者はその旨を直ちに当社に書面で通知します。当社が当該承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後、当該承継後の法人に対して書面により通知することで利用契約を解除することができます。なお、当社が当該解除を行わなかった場合、利用契約を承継した法人は利用契約に基づく一切の債権債務を承継し、また、承継前の法人は当該債務を連帯して負担します。

第 13 条（契約者の名称等の変更）

1. 契約者は、次の各号に変更があるとき（前条第 2 項に定める場合を含みます。）は、変更内容をすみやかに当社に届け出なければなりません。
 - (1) 商号及び本店所在地又は住所
 - (2) 氏名又は代表者名
 - (3) 法人の場合は、資本金額
 - (4) 第 18 条（利用責任者）に定める利用責任者に関する事項
 - (5) 当社に届け出た請求に関する事項
 - (6) その他、申込みに際して当社に提供した情報
2. 前項の届出があったとき、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提出を求めることができ、契約者は当該求めに応じて対応する書類を提出します。

第 14 条（契約上の地位承継等の制限）

1. 契約者は、利用契約の地位並びに利用契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に承継、譲渡、貸与、質入れ等してはいけません。

第 15 条（当社が行う利用契約の解除）

1. 以下の各号に定める事由のいずれかに該当する場合、当社は、利用契約を直ちに解除することができます。
 - (1) 第 23 条（提供停止）第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止し、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
 - (2) 第 23 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
 - (3) 第 10 条（利用契約の成立）第 3 項各号のいずれかの事由が判明し、又は発生したとき
 - (4) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
 - (5) 契約者と利用契約に基づく金銭債務の履行者が異なる場合において、当該金銭債務の履行を行う者から、債務履行停止の通告があり、契約者がそれに替わる債務の履行方法を、当社が定める期間内に届け出ないとき
 - (6) 当社が提供する他のサービスにおいて、対応する利用規約違反が原因で対象となる契約が解除されたとき
 - (7) 利用契約の前提となる信頼関係が破壊されたとき
 - (8) その他前各号に準じる事由が判明し、又は発生したとき
2. 前項の規定により利用契約を解除するときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。前項に基づく利用契約の解除は、当該通知が発信された時点をもってその効力を生じます。
3. 当社は、その法律構成及び請求原因を問わず、契約者が第 1 項に基づく解除に起因又は関連して被った損害を賠償する義務を負いません。

第3章 契約者の義務

第16条（認証情報の管理）

1. 契約者は本サービスにおいて提供されるパスワード・クレデンシャル等の認証情報(以下、認証情報といいます。))を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じます。また、契約者は、認証情報の不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとし、ます。
2. 契約者は、認証情報が契約者の役員もしくは従業員等又は契約者以外の第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡します。
3. 当社は、認証情報の漏洩又は不正使用等に起因又は関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。但し、当該原因について、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

第17条（契約者の協力義務）

1. 当社は、次の各号に定めるいずれかの場合、契約者に対し、利用契約又は本サービスの利用に関連する契約者の計算資源、情報、資料その他の物品の提供及び当社が行う調査に必要な協力（契約者の設備等への立入等を含みますが、これに限られません。）を求めることができます。契約者は、当該協力の求めに応じ、指示に従わなくてはなりません。
 - (1) 契約者による利用契約の遵守状況を調査、確認するため必要な場合
 - (2) 故障予防又は回復のため必要な場合
 - (3) サービスの健全性維持など、技術上必要な場合
 - (4) その他、当社が必要と判断する場合
2. 契約者は、本サービスに係る電磁的記録が不正に取得される等、本サービスが不正に利用され又は利用されようとしているときは、直ちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用に関する当社の調査に協力する義務があります。

第18条（利用責任者）

1. 本サービスの利用にあたり、契約者は、あらかじめ本サービスの利用に係る責任者（以下、「利用責任者」とします。）を選任し、その連絡先（住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項）を当社の指定する方法で届け出ます。責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合は直ちに当社の指定する方法で届け出るものとし、ます。当該届出がされていないこと又は届出内容が誤っていること等により、当社が契約者と連絡を取れないことによって引き起こされるいかなる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。
2. 利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本利用規約に基づく本サービスの利用の適正化を図り、推進します。

第19条（電子メールによる応答義務）

1. 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た電子メールアドレスに確実に到達するよう整備し、当社から依頼があった場合には、遅滞なく応答を行います。

第20条（提供情報に係る表明・保証）

1. 契約者は、本サービスの利用のために当社に提供した全ての情報が正確かつ最新のものであることを表明し、保証します。

第21条（禁止行為）

1. 契約者は、利用契約の締結及び本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 法令等に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者を差別又は誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的

権利を侵害する行為

- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を、欺罔その他不正な手段を用いて収集又は取得する行為
 - (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示又は提供する行為
 - (5) 当社又は第三者の権利（著作権その他の知的財産権を含みますが、これらに限りません。）を侵害する行為
 - (6) 当社又は第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為
 - (7) 犯罪行為又は犯罪行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為
 - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為
 - (9) 公職選挙法に違反する行為
 - (10) 無限連鎖講、又はこれを勧誘する行為
 - (11) 第3条（本サービスの提供区域および輸出管理の責任）の2に定めるものを含めた、本サービスの技術または貨物の輸出
 - (12) わいせつ、児童売春、児童買春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信・記録・保存する行為及び児童の保護等に関する法律に違反する行為
 - (13) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」とします。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業行為
 - (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」とします。）が規定するインターネット異性紹介事業行為
 - (15) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく又は結びつくおそれの高い行為、未承認又は使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、その他インターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
 - (16) 当社の本サービスの提供を妨害する行為
 - (17) 第三者の通信に支障を与える方法又は態様によって本サービスを利用する行為
 - (18) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ又は電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為及び当社又は第三者の運用するコンピュータ又は電気通信設備等に支障を与える方法又は態様において本サービスを利用する行為及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為
 - (19) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されないものとします。）を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱き又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
 - (20) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害する又はそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用する行為又は第三者に提供する行為
 - (21) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為及びこれらの設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
 - (22) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざん又は消去する行為
 - (23) 他人の ID を不正に使用する行為
 - (24) 一の ID を用いて重複して同時にログインする行為
 - (25) その他、他人の法的利益を侵害する行為又は公序良俗に反する方法又は態様において本サービスを利用する行為
 - (26) その他、当社が前各号に該当するおそれがあると認める行為又は類似すると認める行為
2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへのリンクを提供するなど、当該行為を誘引する又は結果として同等となる行為を含みます。
3. 契約者が第1項各号に規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社が判断した場合、当社は、第23条（提供停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為にかかわる対応に要した一切の費用の補填及び当社が契約者の違反行為により被る一切の損害の賠償を契約者に請求することができます。

第4章 本サービスの提供の中止及び停止

第22条（提供中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかの場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができます。
 - (1) 当社又は他の電気通信事業者の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 当社又は他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
 - (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング又はアタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき
 - (4) 天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
2. 当社は前項に基づき本サービスの提供を中止するときは、契約者に対しその旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。但し、当該中止が緊急やむを得ない事由によるときはこの限りではありません。なお、当社は、その法律構成及び請求原因を問わず、前項に基づく本サービスの提供の中止に起因又は関連して契約者が被った損害を賠償する義務を負いません。

第23条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができます。
 - (1) 利用契約に違反したとき、その他本利用規約上の債務を履行しなかったとき
 - (2) 第3章に定める契約者の義務に違反したとき
 - (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し、過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されないものとしします。）を与えたとき
 - (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
 - (5) 契約者と利用契約に基づく金銭債務の履行者が異なる場合において、当該金銭債務の履行を行う者から、債務履行停止の通告があり、契約者がそれに替わる債務の履行方法を、当社が定める期間内に届け出ないとき
 - (6) 当社が提供する他のサービスにおいて、対応する利用規約違反が原因で対象となる契約が解除されたとき
 - (7) 第15条（当社が行う利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当するとき
 - (8) 契約者による本サービスの利用について、当社が不適切と判断するとき
 - (9) 当社が前各号に該当するおそれがあると認めるとき又は類似すると認めるとき
2. 当社は契約者に通知することなく、前項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができます。当社は、その法律構成及び請求原因を問わず、前項に基づく本サービスの提供の停止に起因又は関連して契約者が被った損害を賠償する義務を負いません。

第5章 本料金等

第24条（本料金）

1. 本サービス（個別サービスを含みます。）に係る料金（以下、「本料金」とします。）は、当社 Web サイトに定めるとおりとします。

第25条（本料金等の支払義務）

1. 契約者は、本サービスの対価として、本料金を支払う義務を負います。本料金には月額課金分と従量課金分が存在し、それぞれ当社 Web サイトに定めます。
2. 第23条（提供停止）に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても、本料金の月額課金分の算出に際しては、当該サービスの提供があったものとみなします。
3. 本利用規約第23条（提供停止）の規定以外の事由により本サービスのうち月額制で提供される個別サービスの提供が中止された場合であって、本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときには、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての月額課金分の料金は、支払いを要しません。
4. 当社及び契約者が別途協議のうえ同意し、当社が本利用規約に定める範囲外の作業その他の対応を行った場合、契約者は、当社が請求する特別料金を支払う義務を負います。当社は、当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。特別料金の請求及び支払いについては、本章の各規定を準用します。

第26条（本料金等の月額課金分の計算方法）

1. 本料金の月額課金分の金額は、次の各号に該当する場合を除き、毎月、暦月に従って計算します。
 - (1) 利用開始月の本料金の額は利用開始日を含む日割計算とします
 - (2) 日割計算が必要な場合は、暦月にもとづいた利用期間の割合を月額に乗じて日割額とします

第27条（本料金等の従量課金分の計算方法）

1. 本料金の従量課金分の金額は、当社が定める計量方法により契約者の計算資源の利用量を計測し、当社 Web サイトに定める料金を利用量に乗じたものとします

第28条（違約金）

1. 当社の責に帰すべき事由による場合を除き、第10条（利用契約の成立）第3項の規定により、当社が利用契約の申込みに対する承諾を取り消した場合、当社は、当該承諾が取り消されなかった場合に成立していた利用契約に定める本料金の合計額に相当する金額を、違約金として、当該申込みを行った者に請求することができます。
2. 当社の責に帰すべき事由による場合を除き、利用契約が解約又は解除された場合、当社は、当該解約又は解除の効力が発生した日から対象となる利用契約に係る契約期間の満了日までの期間に対応する本サービスに係る本料金の総額に相当する金額を、違約金として、契約者に請求することができます。
3. 前二項に基づく違約金の請求及び支払いについては、本章の規定を準用します。

第29条（本料金等の支払方法）

1. 契約者は、本料金等を申込み時の契約者の申請により当社が承諾した口座振替又は銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項又は当社が指定する期日、方法によります。なお、契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方

で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第 30 条（割増違約金）

1. 本料金の支払いを不当に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増違約金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 31 条（遅延損害金）

1. 契約者が、本料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、遅延日数 1 日につき年 14.6%の割合で計算して得た額を、遅延損害金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 32 条（割増金等の支払方法）

1. 第 30 条（割増違約金）に基づく割増違約金及び前条に基づく遅延損害金の請求及び支払いの方法については、当社が別途指定するとおりとします。

第 33 条（消費税）

1. 契約者が当社に対し本サービスに係る金銭債務の弁済を行う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該金銭債務の弁済を行う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額をあわせて支払います。

第 34 条（端数処理）

1. 当社は本料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 35 条（集金代行の委託）

1. 契約者は、本サービスの本料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行う会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第6章 データ・ソフトウェア等の取扱い

第36条（ソフトウェア等の著作権等）

1. 本サービスにおいて契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下、「ソフトウェア等」とします。）に係る一切の著作権、ノウハウ、その他の知的財産権及び産業財産権については、当社又は当社にその利用を許諾した第三者に帰属します。
2. 本サービスにおいて、第三者が提供するソフトウェア等を契約者に提供する場合、当社は、当該ソフトウェア等の使用に必要な当該ソフトウェア等に係る権利者との間の使用許諾契約（もしあれば）を契約者に通知します。契約者は、当該使用許諾を順守しなければなりません。また、当該使用許諾契約については、ソフトウェア等の権利者又は当社が任意に変更できるものとし、その変更のための手続きは、本利用規約に準ずるものとしします。
3. 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用できません。

第37条（データ等の滅失）

1. 当社が本サービスにおいて提供するサーバ及びバックアップストレージに保管されたデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用された場合であっても、当社は、その法律構成及び請求原因を問わず、その結果発生するいかなる損害についても責任を負いません。

第38条（データ・ソフトウェア等の消去等）

1. 当社は、契約者が第23条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は、利用契約の締結又は本サービスの利用に際して契約者が登録したデータ、ソフトウェア及び情報等又は契約者の管理するデータ、ソフトウェア及び情報等が第23条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することができます。
2. 当社は、本サービス上に定義される一時記憶装置上のデータを管理上必要な範囲で消去することができます。
3. 当社は、その法律構成及び請求原因を問わず、前項に基づくデータ、ソフトウェア及び情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任（対象となる情報等の復元や損害賠償を行う義務を含みますが、これらに限られません。）も負いません。

第39条（解約時のデータ・ソフトウェア等の消去等）

1. 第7条（契約期間等）又は第15条（当社が行う利用契約の解除）により、利用契約が解約又は解除された場合、当社は、サーバ及びバックアップストレージ内のデータ、ソフトウェア及び情報等を削除します。当社は、その法律構成及び請求原因を問わず、当該削除の結果発生するいかなる損害についても責任を負いません。

第40条（データへのアクセスおよび利用）

1. 当社は本サービスを維持もしくは提供するのに必要な場合、または法律もしくは政府機関の拘束力ある命令を遵守するのに必要な場合を除き、契約者の許可なく契約者のデータにアクセスもしくはそれを利用しません。

第 7 章 損害賠償

第 41 条（損害賠償責任及び責任の制限）

1. 契約者は、利用契約の違反により当社に発生した損害を賠償する義務を負います。
2. 当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めます。
3. 本サービスに際して契約者が準備及び調達するべき機器及びサービス等が原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は、その法律構成及び請求原因を問わず、いかなる責任も負いません。
4. 利用契約において定める場合を除き、当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上、本サービスの提供をしなかったときは、契約者に発生した損害を賠償します。但し、その賠償額は、その障害発生時刻における利用契約の本料金等の月額相当額を限度とします。
5. その法律構成及び請求原因を問わず、当社が利用契約及び本サービスに関連して契約者に対して負担する損害賠償債務（補償債務、補填債務、違約金等の名称を問わない。）は、当社が契約者から過去 1 年間に現実に受領した本料金の合計額に相当する金額を上限とします。

第 42 条（免責）

1. 当社は、本利用規約において明確に定める事項を除き、契約者、その他いかなる第三者に対して、その法律構成及び請求原因を問わず、本サービスを利用した結果についていかなる責任も負いません。

第8章 雑則

第43条（第三者利用）

1. 契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの全部又は一部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当該第三者をして当社を免責させなければなりません。
2. 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、第3章に定める契約者の義務を遵守させなければならず、当該第三者が第3章に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が利用契約及び本利用規約に違反したものとみなします。
3. 第1項の場合において、契約者は、本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、当該第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、当該第三者から当社に損害賠償請求があった場合、当社は、当該請求への対応に要した稼働に係る費用及び当社が当該第三者に対して負担した一切の損害賠償に係る金額の合計額相当額を違約金として契約者に請求することができるものとします。この場合は、第15条（当社が行う利用契約の解除）の規定を準用します。

第44条（契約者の自己負担）

1. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者又は第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者と他の契約者又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任でこれらの事象を解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えてはいけません。
2. 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第45条（守秘義務）

1. 契約者及び当社は、利用契約に関連して開示を受けた相手方の技術上・事業上、営業上又はその他の業務上の情報（以下、「秘密情報」とします。）を相手方の書面による事前承諾なしに、第三者に開示、又は漏洩してはならず、また、利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行、本サービスの提供及び利用に必要な範囲を超えてこれらを使用し、また複製してはいけません。但し、次の各号にいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しません。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知又は公用となっていた情報
 - (2) 開示を受けた後、自己の責任によらず、公知又は公用となった情報
 - (3) 開示を受けた時点で既に保有していた情報
 - (4) 開示を受けた情報によることなく、自ら独自に開発した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した情報
 - (6) 秘密情報から除外する旨を、当該情報の開示を行った者が書面により同意した情報
2. 当社は、その役員及び従業員、その関係会社の役員及び従業員、並びに利用契約又は本サービスに関して依頼する弁護士・公認会計士・税理士その他これらに準じる外部アドバイザーに対して、利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行、本サービスの提供に必要な範囲において、開示を受けた秘密情報を再開示することができます。
3. 当社は、法令又は監督官庁・金融商品取引所の規則その他これらに準じる定め（以下、「法令等」とします。）に基づきその開示の義務を負う者に対して、書面により開示が求められ、かつ、当該義務の履行に必要な範囲において、開示を受けた秘密情報を再開示することができます。
4. その理由の如何を問わず、契約者は、当社から開示を受けた秘密情報について、逆コンパイルその他のリバースエンジニアリング手法による解析を行ってはいけません。
5. 契約者は、利用契約が終了した場合又は当社からの書面（電子メールその他電磁的記録による方法を含みます。）による請求があった場合のいずれかの場合には、自らの費用負担により、開示を受けた秘密情報（第三者に再開示を行った秘密情報を含みます。）

を速やかに破棄しなければなりません。但し、当社が契約者の費用負担による秘密情報の全部又は一部の返還を指示したときはその指示に従わなければなりません。

第 46 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、利用契約及び本サービスに関連して個人情報を取得した場合、個人情報の保護に関する法律に従い、当該個人情報を取り扱います。
2. 利用契約及び本サービスにおける個人情報の取扱い方針については、当社 **Web** サイトに掲載されているプライバシーポリシーを準用します。

第 47 条（残存条項）

1. 第 45 条（守秘義務）は利用契約の終了後 1 年間、第 46 条（個人情報の取扱い）は利用契約終了の後も引き続き効力を有するものとします。また、その他の規定については、利用契約終了の後であっても、対象となる権利の行使又は義務の履行が完了するまでの期間は引き続き効力を有します。

第 48 条（第三者への委託）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

第 49 条（誠実協議・準拠法・管轄裁判所）

1. 利用契約に定めのない事項及び利用契約の解釈に疑義が生じた事項については、誠実に協議し、信義誠実の原則に従って解決します。
2. 利用契約、本利用規約、本サービスの提供及び利用に関連して生じる一切の紛争は、日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 50 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、相手方が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」とします。）に該当し又は次の各号に定める事由のいずれかに該当する反社会的勢力との関係を有することが認められる場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力が相手方を実質的に支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力に対する資金の提供、便宜の供与その他の反社会的勢力の維持運営への協力にあたる活動を行っているとき
 - (3) 反社会的勢力をして不正の利得を図り又は自己以外の者への加害を企図する等、不当に反社会的勢力を利用したことが認められるとき
 - (4) 相手方の役員又はその経営に実質的に関与する者が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき
2. 当社及び契約者は、相手方が自ら又は第三者をして、暴力的な要求行為、法的に許容される範囲を超えた不当な要求行為、取引の際に脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて信用を棄損し又は業務を妨害する行為その他これらに準じる行為を行った場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。
3. 当社及び契約者は、自らが反社会的勢力に該当せず、第 1 項各号に定める事由に該当する反社会的勢力との関係を有さないことを表明及び保証し、また、将来にわたって同様であることを確約します。
4. 本条に基づき本契約の解除がなされたときは、解除を行った者は、これにより相手方に生じた損害について何らの責めを負わない一方、相手方に対し、当該解除により自らに生じた損害の賠償を請求することができます。

（条文以上）

【付則】

- ・ 2024 年 9 月 17 日制定
- ・ 2024 年 11 月 6 日改訂
- ・ 2025 年 3 月 24 日改訂

以上